

○無線設備規則第五十四条第五号二の規定に基づき、九二〇・四MHz以上九二三・六MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成二十二年総務省告示第〇〇号）
 （傍線部分は改正部分）

制定案	参考
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第五号二の規定に基づき、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。</p> <p>なお、平成二十二年総務省告示第二二一号（無線設備規則第五十四条第五号二の規定に基づき、九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）は、平成〇年〇月〇日限りで廃止する。</p> <p>一 送信時間制限装置は、その装置を備え付けた簡易無線局が電波を放射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。</p> <p>二 キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること（移動体識別に限る）。</p> <p>1 受信入力電力の値が給電線入力点において（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。</p> <p>2 受信帯域幅は、電波を放射しようとする無線チャネルの幅であること。</p> <p>3 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第五号二の規定に基づき、九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 送信時間制限装置は、その装置を備え付けた簡易無線局が電波を放射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。</p> <p>二 キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。</p> <p>1 受信入力電力の値が給電線入力点において（一）七四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。</p> <p>2 受信帯域幅は、電波を放射しようとする無線チャネルの幅であること。</p> <p>3 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は</p>

、五ミリ秒以上であること。

4 3の条件にかかわらず、電波を発射してから送信一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

5 4の技術的条件が適用される場合の送信時間は〇・四秒とし、送信休止時間は、二ミリ秒とする。ただし、電波を発射してからの送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該休止時間を設けずに送信を行うことができる。

、五ミリ秒以上であること。